東北６県と整備局が創る
河川・ダム・砂防・海岸事業の新たな連携
「個性の大地」

第３３号（平成２３年１月）
【地域河川課１０周年記念号】
東北地方整備局河川部
地域河川課　発行

【ごあいさつ】河川部長

◆「地域河川課」発足１０年の節目にあたって



東北地方整備局
河川部長　田上　澄雄

地方支分部局に委任し、地方の総合的かつ効率的な政策・事業の展開を図るものとして、平成１３年１月６日、「中央省庁等改革法」の中央省庁再編により国土交通省が発足し、東北地方建設局から東北地方整備局に変わると同時に地域河川課が新設され、１０年が経ちました。

設立した当時を思い出しますと、中央省庁再編の嵐の中でありました。その後、平成１６年には三位一体改革があるなど、国と地方の関わりにおいて、ある意味では地域河川課は発足当時から激動の中で、一大の役割を担ってきたのではないでしょうか。

発足からこれまでの１０年間、東北地方が一体となって連携し、“安全で安心できる地域づくり”を推進するため、河川・ダム・砂防及び海岸事業による防災対策を筆頭に掲げ、また東北六県の皆様と一致団結して、これまで取り組んできました。

しかしながら、国・県ともに財政状況が厳しく、公共事業投資が毎年減少しており、東北六県にかかる治水事業の予算も同様に減少しています。一方では、東北では地震、水害そして津波と毎年のように繰り返し発生しており、災害が緊迫している地方であります。

地域の安全が叫ばれる中で、平成１９年の米代川の豪雨や平成２０年の岩手・宮城内陸地震のような広範囲な被害を及ぼす災害の発生、そして昨年夏に発生したゲリラ豪雨や１２月になっての大雨という地球温暖化による影響が出てきている等、県だけでは対応しきれない災害が発生しています。

このような災害へ対応するには、国と県との一体的な取り組みが必要であると思います。また、高齢化を迎えている施設の延命化・長寿命化など維持管理については、県との情報共有しながら、相互の技術力を高めていくという取り組みをさらに精力的に行う必要があります。

さらに、一昨年の政権交代により“できるだけダムに依らない治水”、“補助事業から社会資本整備総合交付金”へ移行し、さらには“一括交付金（地域自主戦略交付金）”など、国と県との関係が変化しつつあります。地域河川課は、これまでの激動の１０年を踏まえつつ、新たな課題へ対応するよう変化しながら取り組むことが求められています。

地域河川課は１０年の経験とノウハウを活かしながら、東北地方の技術力向上のために連携・

協力し、知恵を出しながら新たな取り組みを行いつつ、災害発生の事後的な対応ではなく予防的な対策にシフトして行くことを目指しており、東北六県・仙台市の皆様には理解とご協力をお願いします。

【寄稿】（第７代）地域河川調整官

◆「地域河川課１０年」と今後の方向性



東北地方整備局
河川部　地域河川調整官　葛西　敏彦

平成１３年１月６日に国土交通省が発足し、東北地方建設局も東北地方整備局に名称が変わり、河川部に地域河川課ができてから早いもので１０年が経過しました。

その間、経済情勢の悪化に伴い地域河川課の補助事業費が、発足当初の平成１３年度の約２８％になるとともに、地方分権の一環として補助事業から一部交付金へと、大きく変わりました。

私は昭和４６年に建設省に採用され、その当時は「建設省」がなくなると想像もしておりませんでした。おそらく中央省庁等の改革が言われ始めた平成８年以前に採用された地域河川課職員も、私と同様だったのではないでしょうか？

ご承知のように、地域河川課は省庁再編改革に伴い設置された組織です。この改革に必要な「中央省庁等改革関係法」は、別表に示すように平成１０年６月１２日に公布され、この基本方針に基づき「国家行政組織法」の改正や「国土交通省設置法」などの公布が、次々に行われました。結果的に、地域河川課の組織を位置付ける関係法令等は、別表に示すように全部で８つです。

この別表で後輩の人達に知っていただきたいのは、「建設省」を「国土交通省」に変えるのには、国家行政組織法の「別表第一を改正するだけでいい」ということです。すなわち、省という組織は簡単に無くせるということです。

しかしながら、地域の人々の安全安心のためにある河川法、海岸法、砂防法や最近改定された土砂災害防止法等に基づく危機管理対策は、絶対必要であると考えております。したがって、「地域河川課の今後の１０年の方向性」は、財政事情が厳しい状況を踏まえつつ、これらの危機管理対策の充実を図るべきであると考えております。

具体的にハード整備の面では、現在ある社会資本のアセットマネージメントをきちんと行い延命化を図るとともに、ちょっとした工夫で「高度利用できる施設」に改良していくなど、知恵を出していくことが必要であると考えております。

また、ソフト面では、管理体制の充実や操作規則を変えることによってダムなどの施設の機能アップを図るとともに、県の方々とさらに連携を深め、土砂災害などの危機管理対策をいち早くできる体制を作りたいと考えております。

地域河川課の根幹は「東北六県の危機管理対策」にあり、このことは今後も普遍であります。

地域河川課の組織関係法令

律令	公布日	施行日	条項
日本国憲法	昭和21年11月3日	昭和22年5月3日	第六十五条［行政権］ 行政権は、内閣に属する。
			第六十六条［内閣の組織、国会に対する連帯責任］ ① 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。
内閣法	昭和22年1月16日	昭和22年5月3日	第三条 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。
	平成11年7月16日	平成13年1月6日	附 則（施行期日） 1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。
国家行政組織法	昭和23年7月10日	昭和24年6月1日	（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務） 第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。 4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。
	平成11年7月10日	平成13年1月6日	**★別表第一の改正の抜粋 国土交通省**
中央省庁等改革基本法	平成10年6月12日	別に法律で定める	（新たな省の名称等） 第十五条 第四条に規定する基本方針に従い新たに編成される省（以下「新たな省」という。）の名称、主要な任務及び主要な行政機能は、別表第二のとおりとするものとする。
			別表二抜粋 ●国土交通省 ●国土の総合的、体系的な開発及び利用、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進等 ●国土計画、都市整備、住宅・土地、治水・水利、公共施設整備・管理（道路、鉄道、空港、港湾等）、北海道開発、運輸事業、運輸安全、海上保安、気象、観光等
	平成11年12月22日	平成13年1月6日	附 則（施行期日） 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
国土交通省設置法	平成11年7月16日	平成13年1月6日	（地方整備局） 第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。 2 地方整備局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び組織は、政令で定める。
国土交通省組織令	平成12年6月7日	平成13年4月1日	（地方整備局の名称、位置及び管轄区域） 第二百六条 地方整備局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。 （抜粋）名称 東北地方整備局 位置 仙台市 管轄区域 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
			（地方整備局の所掌事務） 第二百七条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、法第三十一条第一項 各号に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。
			（地方整備局の内部組織） 第二百八条 東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にそれぞれ副局長二人を、北陸地方整備局に副局長一人及び次長一人を、四国地方整備局に次長二人を置く。 2 副局長は、地方整備局長を助け、命を受けて地方整備局の事務をつかさどる。 4 地方整備局に、次の八部を置く。 総務部 企画部 建政部 河川部 道路部 港湾空港部 営繕部 用地部 6 前各項に定めるもののほか、地方整備局の内部組織は、国土交通省令で定める。
国土交通省組織規則	平成13年1月6日	平成13年1月6日	第百五十五条 地方整備局については、地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の定めるところによる。
			附 則（施行期日） 第一条 この中央省庁等改革推進本部令（次条において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
地方整備局組織規則	平成13年1月6日	平成13年1月6日	（河川部の所掌事務） 第八条 河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。以下省略
			（地域河川調整官） 第四十五条 河川部に、地域河川調整官一人を置く。 2 地域河川調整官は、河川事業等の指導、監督及び助成に関する事務（中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、河川保全管理官が整理するものを除く。）並びに地方公共団体が作成する河川整備基本方針及び河川整備計画に関する事務を整理する。
			（地域河川課の所掌事務） 第九十条 地域河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二級河川に係る河川整備基本方針の同意に関すること。 二 指定区間内の一級河川に係る河川整備計画の認可に関すること。 三 二級河川に係る河川整備計画の同意に関すること。 四 指定区間内の一級河川及び二級河川に係る流域水害対策計画の同意に関すること。 五 指定区間内の一級河川の改良工事に係る認可及び二級河川の改良工事に係る同意に関すること。 六 河川事業等の指導、監督及び助成に関すること。

【報告】東北地域河川技術検討会

◆「東北地域河川技術検討会」を開催しました　　地域河川課

平成１３年１月６日、東北地方整備局誕生と同時に新設された地域河川課が発足１０年を迎えました。この節目として、歴代の地域河川調整官及び地域河川課長に出席いただき、これまでの東北の地域河川技術の取り組みを振り返りつつ、今後の取り組みのあり方について意見をいただきましたのでご紹介します。



◇これまでの取り組み

○「個性の大地」発行の経緯

個性の大地は、技術の紹介や地域の話題という情報を伝えるツールはないかとなった時に、Ｅメールで行えば良いという意見もあったが、紙に残す、記録にするということで発行に至ったものである。この名称は、当時の地域河川課の係長、補佐を中心に考えられた。

「個性の大地」のような情報誌は、他の整備局では無い試みであり、よく１０年間続けてきたと思うし、今後も続けて欲しい。

○「発足当時（創設期）」の地域河川課

本省の事務を地方（整備）局がやるのは、なかなかシンドイなというのが正直であった。例えば、河川改修は３０年４０年も歴史があり、これを一気に東北地方整備局に各県を向けさせるのは大変であった。これを変えたのは、平成１４年７月に洪水が発生した岩手県の砂鉄川の緊急治水対策であった。地域河川課をはじめとする河川部各課・事務所、岩手県、市町村が一体となって、計画策定をした。その結果、各県との信頼関係もこのような実績の積み重ねで確立出来たと思うし、本省にも地域河川課を強く認識させることが出来た。

○「主な災害対応及び危機管理対応」

この１０年間、東北各地で水害、土砂災害、地震や津波による災害が発生している。

主な災害事象は、以下のとおり

平成１３年　９月　青森県土橋川水害〔床上浸水対策特別緊急事業〕
平成１４年　７月　岩手県砂鉄川水害〔河川激甚災害対策特別緊急事業〕
平成１４年１０月　岩手県松原の沢土砂災害〔災関＆特緊砂防事業〕
平成１５年　７月　宮城県北部地震
平成１６年　７月　山形県工藤沢地区地すべり災害〔災関＆特緊地すべり対策事業〕
平成１６年　７月　福島県仏の沢土砂災害〔災関＆特緊砂防事業〕
平成１７年　４月　山形県ナベヤキ沢土砂災害〔災関＆特緊砂防事業〕
平成１９年　９月　秋田・岩手県米代川等で越水氾濫〔阿仁川は災害復旧助成事業〕
平成２０年　６月　岩手・宮城内陸地震で大規模土砂崩壊〔災関＆激特砂防事業〕
平成２１年　２月　山形県鶴岡市七五三掛で地すべり災害〔災関＆特緊砂防事業〕
平成２１年１０月　宮城県の南沢川等で越水氾濫
平成２２年　２月　チリ中部沿岸を震源とする地震による津波襲来

〔太平洋岸の各県に大津波警報が発令〕

平成２２年　７月　岩手・秋田・宮城・山形及び福島県でゲリラ豪雨

〔災害対策等緊急事業推進費、災害関連緊急事業など〕

災害復旧にあたっては、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）の派遣や災害復旧等にかかる技術的支援を行った。

○【発足５年前後から現在まで（中期～現在）】



発足してから５年前後には、各県との関係がある程度スムーズになっていたが、本省から、これまで無かった「各県の事業方針の整理や問題点の解決策の提示、技術的な支援等、レベルの高いところ」を要求されるようになった。

また、厳しい財政事情、治水整備施設の高齢化、頻発する自然災害、ゲリラ豪雨等への対応、団塊の世代の退職など、急激な変化によるこれら課題に対応するため、早期に効果を発現する整備の検討や維持管理の技術検討会、現地フィールドでの各種現地検討会、そして若手技術者の技術力向上を図る講習会を実施してきた。

◇今後のあり方

○「総合的な地域づくり」の支援



社会資本整備総合交付金を活用し、河川・道路・公園など事業のパッケージ化や、Ａ事業（基幹）とともにＢ事業（関連）及びＣ事業（効果促進）を複合的に活用することにより、総合的な地域づくりを支援するという取組が必要である。

○「東北の地域防災力」の強化

①技術指導、情報発信

各種課題解決にかかる現地検討会、若手技術者の技術力向上を図る講習会等を実施する。

また、技術指導、国及び県での取り組みなどの技術情報については、「個性の大地」を活用して情報発信、情報交換を行う。

②管理技術の技術支援

維持管理の技術についても、技術指導、情報発信を強化すべきである。

③技術相談室の窓口

技術指導、情報発信そして技術支援を強化するとともに、「技術相談の窓口」を設けて、いつでも相談に対応すべきである。

④災害技術の伝承、総合的な災害担当課の機能

国が保有する「災害の技術力」を踏まえ、激特や災害関連などの現地を含む技術指導に加え、通常の災害復旧についても現地での事前の技術指導など、災害技術の伝承をより一層支援強化する。

また、河川等の災害については、本省防災課・整備局防災課と調整しながら、総合的な災害担当課とすべきである。

【寄稿】歴代の地域河川調整官、地域河川課長

◆ 「地域河川課１０年」に想う



（初代 地域河川調整官）
宮城県
土木部　建設交通局長　渥美　雅裕

早いもので、整備局が誕生し河川部に地域河川課が設置されて１０年経ちました。もともと、補助の事業管理は本省の権限で、長年を経て補助事業管理のシステムが出来上がってきたものです。このため、まったく経験のない地方局にあわただしく業務を移されても、「果たして上手くいくのか？」と正直思いながら、平成１３年１月６日、初代地域河川調整官の職を拝命しました。

着任後は、地整と東北各県との信頼関係をどう構築していくかをまず考えました。しかし、短期間に出来るものではありません。最終的に得た結論は、「時に国として、時に県として。」というものです。すなわち、仙台では国の立場で各県の担当者と激しく議論する場面が有っても良い、ただし、お互い納得できる策を見い出したならば、一転して県の立場で東京を粘り強く説得する。これを積み重ねていくことに尽きるなと。そんな思いで、地域河川業務のスタートに着いたわけです。当時、地域河川課は三浦課長を先頭に、よく理解し実践してくれました。「東北地整はしつこい。」と本省からよく言われていたようです（笑）。

もう一つ心がけたことは、地整と各県が一緒に汗をかきプロジェクトを立ち上げることです。その典型は、平成１４年７月の台風で被災した北上川支川砂鉄川の緊急治水対策です。岩手県、局関係課、事務所が全員で知恵を絞り、補助激特、補助災関、直轄復緊、直轄床上の４事業により、上流の旧東山町から北上川合流点の旧川崎村までの区間を一気に改修する計画を策定したわけですが、そのキャッチフレーズは「短期集中」「上下流一体」「国県市一体」だったと記憶しています。なかなか的を得たもので、しばらくの間、本省治水課の出入り口にパンフレットが張り出されていました。夏の暑い時期、フーフー言いながらも岩手県の皆さんと手を取りながら、本省各課の説明に歩いたことを懐かしく思います。

現在、私は宮城県に出向しており、今は東北地整の地域河川課を頼りにする立場です。一昨年の本県管理河川の災害に際しては、地域河川課が迅速に本省と折衝し、年度途中にもかかわらず追加予算を措置されるなど、県の立場に立って親身に対応して頂きました。大変心強く思った次第です。

さて、国の予算システムも変化しつつあり、補助から交付への流れが強まっています。県にとっては自由度の高い予算執行が可能になるとの期待も有りますが、事業を適切に執行するためには、必ずしも予算だけではなく、技術力、情報収集力が必要です。また、県の土木技術者は、道路、河川、港湾など、いろいろな事業を経験しゼネラリストとして育成されますので、反面スペシャリストが育ちにくい環境に有ります。こうしたことから、これからの地域河川課には、各県河川担当部局への技術的支援機能が、より強く求められると思います。

時代の変化、要請に適確に対応しつつ、今後とも東北各県から頼りにされる地域河川課として、益々ご発展されることを期待しております。

◆ 期待される地域河川課



（第２代 地域河川調整官）
ｲﾗﾝ国ｴﾈﾙｷﾞｰ省水資源公社派遣
水政策ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ　　遠藤　眞一

現在、遠く中東のｲﾗﾝ国で、水政策全般の助言や技術支援業務を行っている遠藤です。

この度は、地域河川課設立１０周年を迎え、誠におめでとうございます。偏に、今まで関わってきた関係諸官、なかんずく、現在の在職職員の皆さんのご尽力の賜物であります。

さて、私の所属するｲﾗﾝ国政府では、日本国のような、行政組織に対する厳しいﾏｽｺﾐの攻撃も少ない状況です。そのため、粛々と必要な国家百年の大計での仕事が出来ます。お聞き及びの通り、ｲﾗﾝ国では、雨量が大変少ないです。乾燥していて快適です。その分、飲み水の確保のためのﾀﾞﾑ建設には、誰も文句有りません。ただし、建設ﾀﾞﾑは運用の難しい経年貯留型ﾀﾞﾑとなっております。この点が異なります。渇水被害が非道かった沖縄の状況と少し似ております。ですので、矢張り、この場合、ﾀﾞﾑ統合管理手法の適用が最も合理的です。この点の技術移転に特に力を入れております。

振り返って、約８年前、地域河川調整官を拝命しておりました折り。まだまだ地域河川課発足から日の浅い時期でありました。そのため、結構手探りの試行が多くありました。特に防災体制関係の河川部内の仕分けが難しかった記憶があります。ただ小職は、元来、県の皆さんをお相手にしていた河川局防災課に居りましたので、業務自体での違和感は少ないところでした。その点、助かりました。

では、特に印象に残った点を数点、ご披露いたします。

まず、第一は、当時、真面目で堅実な山内課長の後任で、後に調整官になった豪快な小関さんが赴任したときのことです。当時の全国地域河川調整官・課長会議の懇親会の席上。どんな挨拶が飛び出すか、大変楽しみでした。そこで、彼曰く「どう見ても、私の方が調整官に見えますが、課長ですので宜しく。」とのこと。我が身の貫禄の無さを、大いに嘆いたものでした。

次に印象にありますのが、当時、まだまだ国の公共事業予算は、それなりに有りました。何でも、各県さんも赤字再建団体に成る訳にはいきません。厳しく予算を絞っておりました。ご存じの通り、そんな時に国の補助金を貰うと、その裏負担金で、県単独事業の執行が圧迫されてしまいます。

そのため、地域河川課長始め、皆、右往左往しておりました。そんな状況が極まると、平和な生活をしている地域河川調整官の所に、課の皆さんが、まなじりを上げてやって参りますので、長いお付き合いの河川課長さんや土木部の次長さんや場合によっては部長さんにお声掛けしておりました。ご面倒おかけした各県の皆様に、この場をお借りして改めて陳謝申し上げます。

きっと、現状はもっと煮詰まって来ているのでしょうか？あまりにも遠いところに居るため、良く判りません。

さて、いずれにしましても、地域河川課の発足の経緯上、「各県さんの発展を目指す。」こと。地域活性化を進めること。が大きな目標です。その面では、各県内で多くの災害もありましたので、少しですがお手伝いできたのでは？と思っております。

東北では、当時も地震が多く、私が調整官の頃にも、宮城北部連続地震なるものが発生してお

りました。よく、戦場などで、必死に対決していて、何とかやり過ごし、ホッとしているところ。また別働隊に襲われると、一溜まりも無い心理状態となる。と、聞いております。この地震では、大きな揺れが、少し経ってから２４時間以内にまた発生しました。そのため、体制の保ち方についても考えさせられることがありました。河川部は、じっくり構えていたため、すんなり対応しましたが。

いずれ、大規模災害対応は待ったなしです。

最後になりますが、地域河川課の皆様の益々のご活躍とご発展を、遠い空からですが、心からお祈り致しております。

グットラック！！

◆ ２００６年（イナバウアー）から２００８年（岩手・宮城内陸地震）まで



（第４代 地域河川調整官）
津軽ダム工事事務所長　谷田　広樹

「ながい百秋湖」と命名し、コンクリート打設の槌音に後ろ髪を引かれる思いで、長井ダムから２００６年（平成１８年）４月に地域河川調整官に着任しました。過去の経験を活かして県のために何ができるのだろうか、お役に立てることは何だろうか、何かおもしろい仕事はないだろうか・・・生き甲斐さがしの始まりです。

ダムの計画（治水、利水）、建設そして管理、ダムに関する一通りの経験を積んできました。また、ダム管理に関しては、局の担当として管理設備の基本の勉強、本省の補佐として堰堤改良等の補助予算の査定、財務省説明等の経験もさせて頂きました。東北各県、建設中、管理の補助ダムを精力的に歩き、また、ダム建設部門は各県が本省説明を行うにも関わらず、整備局で各県からのヒアリングをさせて頂きました。「どのようなストーリーで本省説明のサポートをしようか」「本省から聞かれたらどのようにすり抜けるアイデアを出そうか」等々・・・

砂防事業では、膨大な新規採択箇所におじゃまし、崩壊地の状況、沢の樹木の繁茂状況、守るべき施設の配置状況など肌で掴んで、本省に何を問われても、現地事情をしっかり説明できるのだ、現場を見ている整備局の方が地に足が着いているのだ、そしてより多く採択箇所を増やすのだとの自負・・・

仕事を通じて、東北各県、仙台市の職員の方々といろいろお話ができ、地方自治体としての考え方、仕事の進め方などを教えて頂いたこと、そして交流ができたことは、私にとって最高の財産となっております。ありがとうございました。

地域河川調整官は河川部長から特別の指示で仕事が与えられます。「津軽ダムのダム本体工事発注に向けて、河川部として事務所をサポートしなさい」。紆余曲折はありましたが、何とか発注の道筋を立てることができました・・・２００８年（平成２０年）４月、辞令を持って、津軽ダムの地に降り立ちました。

２０１０年（平成２２年）１０月、津軽ダムは定礎を行いました。

◆ 地域連携誌「個性の大地」発足１０周年記念号に寄せて



（第３代 地域河川課長、第５代 地域河川調整官）
企画部　技術開発調整官　小関　賢次

平成２３年。新年明けましておめでとうございます。
また、本年は、河川部地域河川課が発足して１０周年の記念すべき年であり、今まで支えていただいた関係者の皆様にとりましては重ねておめでとうございます。

私が本誌並びに地域河川課業務に携わらせていただいたのは２度に亘る通算３年６ヶ月間であります。

１度目は平成１６年４月～１８年３月までの２ヶ年間、３代目の地域河川課長としてお世話になりました。

当時の２年間を振り返ってみますと、公共事業の削減による三位一体改革、補助事業制度改革の真っ只中でありました。結果的には、補助事業制度は廃止には至らず、制度としては確保されたものの、地方への「過剰な関与」から「適度な関与」への移行、総合流域防災事業（総流防）の創設へと動き出した時期でもありました。

この制度は補助金改革と言うことだけではなく、豪雨災害等の総合的な水害・土砂災害対策を国、県が連携して流域全体の安全度の確保状況を調査・評価し関係機関が連携して整備を進めることが狙いであったため、東北管内では２０圏域、１７協議会を立ち上げ、平成１７年５～６月にかけて各圏域の第１回の協議会を開催しました。協議会では地域河川課のみならず河川部各課、直轄事務所と各県、各出先事務所の双方が情報共有・調整を行うことでより一層の連携・絆が図られました。また、現地を見る機会が増え、各県の整備・管理状況を把握することにも繋がりました。

２度目は平成２０年４月～２１年９月までの１年６ヶ月間、５代目の地域河川調整官として関わっております。この間はまさに、２０年６月１４日に発生した岩手・宮城内陸地震の災害対応に尽きます。

地震発生の翌日から６日間、発足したばかりの緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の被災状況調査班として「一関防災センターあいぽーと」に詰め、土砂災害危険箇所点検チームを指揮しました。引き続き、６月２０日に設置した整備局現地対策本部の本部長として栗原市役所内に詰めることになりました。被害の大きさから、政府現地対策本部はじめ多機関の現地対策本部が参集し、また、内閣府、マスコミ等の取材班が現地入りをしたことから市役所内は騒然さと緊迫感が入り交じった異様な空気に包まれました。

そんな中、整備局として緊急的な河道閉塞（天然ダム）対策等を講ずるべく、情報の収集・提供・共有に努め、本省・整備局・県・市、他機関等内外との迅速な調整を図りました。結果、在任期間の２１年９月末までに、１７２回に亘る栗原市対策本部会議、数十回に及ぶ住民説明会に臨席させて頂きました。また、速報で出した「現地対策本部情報」の発刊も１０３号を数え、今思えば貴重な記録になったのではないかと自負してところです。

現地、栗原市も災害対策が進み、「がんばろう栗原」から「ありがとう栗原」へと本格的な復旧・復興と被災前の活気を取り戻している姿をみると、非常にハードな任務ではありましたが微力ながらお手伝いができたことを誇りに思う今日この頃です。

地域河川課が発足して１０年。この間、厳しい財政状況の中、補助事業制度も大きな変遷を経てきていますが、国と各県・市との連携、絆は確実に強まってきました。

これから１０年先を鳥瞰することは、「国」と「地方」の関係、補助事業制度の将来像など不透明なことが多すぎてなかなか難しいですが、東北らしい社会資本整備の推進、維持管理の重要性は些かも色褪せることのないよう節に祈念しております。

◆ 地域河川課での思い出

（第５代 地域河川課長、第６代 地域河川調整官）
鳥海ダム調査事務所長　國松　廣志



地域河川課発足１０周年おめでとうございます。地域河川課には平成１６年４月から補佐（１年３ヶ月）、平成１９年７月から課長（２年３ヶ月）の３年６ヶ月、その後の地域河川調整官も含めると通算４年間、東北の河川局所管補助事業に係わらせていただいた。その間を思い出しながら最近思うことを述べさせてもらいます。

〇災害対応と危機管理

地域河川課在籍中で、まず思い出深いのは様々な災害発生時の対応です。始まりは「平成１６年新潟県中越地震」で、新潟県の要請を受けて被災市町村の災害復旧事業に係る作業支援のための派遣でした。その後、平成１９年９月阿仁川を含む米代川流域での洪水対応と復旧の支援、平成２０年６月１４日発生した岩手・宮城内陸地震での対応等がありました。特に岩手・宮城内陸地震では、大規模な河道閉塞への直轄の機動力を発揮した緊急的な復旧支援とともに県との役割分担、地元自治体への支援体制の構築・調整等の対応については思い出深いものがあります。今日では、整備局としてもＴＥＣ－ＦＯＲＣＥや土砂災害対策緊急支援チーム派遣等、今後の危機管理に備えたセミナー等が行われていますが、ロジ担当の確保も含めて、今後も職員がそれぞれの立場での経験や蓄積したノウハウを継承していくことが重要であると思われます。

〇国と地方の関係に変革が求められる時代

地域河川課の業務は、財政危機が叫ばれる中で国と地方における補助事業のあり方に変革を求められ、その位置づけや内容が大きく変化してきました。補佐時代には、各県予算の減少に拍車がかかり、三位一体改革に関連した総合流域防災事業と協議会の設置に係る一連の議論や作業、課長時代には政権交代に伴う社会資本整備総合交付金制度への移行やダム事業の見直し等、怒濤のような変革がありました。また、各県との維持管理水準の議論や技術力向上のための講習会の取組等、各県と連携、議論する話題も多かったように思います。

〇各県で特色ある取組の情報発信を

東北各県で、地下河川や多自然川づくりのモデル的な事例、地域と一体となった遊水地事業やダム機能の増進等、地域の実状や特徴等を踏まえた中小河川等での特色ある工事やアセットマネジメントシステムの構築等、先進的な工事から地道ながらも地域に喜ばれる維持管理の取組等がなされており、現地で担当者から案内していただき個人的にも刺激を受けたものも多くあったと記憶しています。このような特徴ある取組については、広く社会資本整備への理解を深めてもらうことや技術力の向上に向けて、その後の効果・評価等についても情報発信し共有していくことも大切であると思われます。

○おわりに

国と地方の関係について様々な場面で多様な議論がなされており、混沌としている状況ではありますが、ゲリラ豪雨や土砂災害、津波等の自然災害が頻発している中で、地域の安全・安心を確保するため、国（整備局）と県のパイプ役として地域河川課の業務は今の時代だからこそ重要で粛々と取り組んでいくことが肝要と思っています。地域河川課の益々の発展を祈るとともに、各県担当各課の皆さんの活躍に期待します。

◆ 「泣きとクリンチ」の思い出



（初代　地域河川課長）
社団法人東北建設協会
技術事業部長　三浦　清志

地域河川課発足１０周年、おめでとうございます。

早いものです。思い起こせば、平成１３年１月６日付けの人事で、この年の青森は雪の多い年でしたが、当時地元青森工事事務所の副所長からの配置換えでしたので、３回目の単身ということで着任しました。その当時の田崎局長から辞令を頂く時に「また単身か？」と言われたことを思い出します。昨年田崎さんにお会いする機会があり、そのことを言いましたら「覚えていない」ということでした。

渥美調整官を総括に、課長、補佐、２係長、２係員の計７名に、非常勤１名の布陣でスタートしました。新組織発足に対して、河川部はとても暖かく扱ってくれました。何をするにも、予算的には直轄にお世話になる訳ですので、旅費のこと､超勤のこと、果ては備品・消耗品に至るまで面倒を見て頂いたように思います。

着任間もない１月下旬には、河川・ダム・砂防・海岸事業の２次要求のヒアリングがあり、約１週間、東京に泊まり込みで、かつ調整官を含め、課長、補佐が役割分担をしながら対応しました。河川にしろ、ダムにしろ、補助事業は箇所数が多く、その名称と地域を覚えるだけでも大変でした。何とか１回戦を乗り切った感じでした。夜は、クラブ活動の合宿のように一杯やりながら、賑やかに楽しく反省会をしました。２次要求は、県が立案した１次要求を受けてのヒアリングですので、本省から大目に見て頂いたようでしたが、６月の平成１４年度の１次要求は、整備局の真価が問われるものでした。しかし、力不足で再チャレンジとなりました。仙台に帰って、渥美調整官にそのことを報告したところ、「三浦課長は、泣きとクリンチがうまいからなあ」と優しく？慰められたことも忘れられません。

東北６県の方々との、信頼関係を構築することが極めて重要との思いから、１年３ヶ月の在任中に、岩手・秋田・福島県の現場を見させて頂きました。直轄の人間には目にすることが出来ない、三陸沿岸、田沢湖及びいわき沿岸に河口を持つ各河川等、とても新鮮に感じました。

もう一つありました。平成１３年９月１１日、国際的にはニューヨークでのテロリストによるビル爆破事件と、時を同じくして発生した、青森県南地方の洪水です。八戸市内を流れる土橋川が氾濫し、直轄のポンプ車を出動させ、その機敏な対応が、翌日の本省河川局の局議で報告されたと伺っております。因みにその夜は徹夜となりました。

思いつくまま羅列した脈略のない文になってしまいましたが、１０年経った今、地域河川課の皆様方は、大変な立場におられるように思います。地方交付金の一括化等、補助事業そのものの

行く末、あるいは存亡まで及ぶような事態を非常に心配しております。時代とともに国のあり方が変化して行くのは、ある意味当然かとも思いますが、現状を危惧しているところです。とはいえ地域河川課が、この先、１５周年、２０周年と輝いて行くことを、切に祈っております。

◆ 地域河川課の思い出



（第２代　地域河川課長）
社団法人東北建設協会
地域事業部長　山内　芳朗

平成１３年１月６日､中央省庁再編により東北地方整備局河川部地域河川課が発足して１０周年を迎えられましたことを心よりお祝い申しあげます。

平成１４年４月から平成１６年３月まで地域河川課長として２年間、お世話になりました。当時、地域の期待に応えるため、直轄事業と補助事業との事業調整及び災害査定、補助事業全体計画等の経験を活かし、対話を重視することとしました。

Ｈ１４年度河川関係補助事業費は１，０８３億円で直轄事業と同額には一驚したものです。東北６県を７人体制で１５０億／一人対応していくには、物理的に無理があった。しかし、組織の総合力を発揮しスタッフが一丸となり全力を上げて取り組みました。まず、重点事項として、県の課題、地域の特性、事業採択基準、会計基準、全体計画書評価、維持管理基準、多自然型川づくり、災害対応、会計検査対応に取り組みました。その中で、アンバランスであった事業評価、また、安易に流れがちな規則、基準等についても発想の転換を図るため、種々のスクラップ＆ビルドを試み『東北の河川局所管補助事業データブック』統一版を作成し業務に反映させました。

補助災害においては、Ｈ１４年７月台風により砂鉄川が破堤し甚大な被害に見舞われたことから、抜本的な治水対策を図るため岩手県、自治体、整備局が事業連携し、上下流一貫した砂鉄川緊急治水対策事業が全国で初めて採択されました。単に予算の力だけではなく地域の川に対する熱い思いが事業に結びついたものです。

釜石市土砂災害においても地域の熱意によりアクションプログラム等を策定し危機管理の意識を高めました。他の県においては、事業の展開を図るため、床上浸水対策事業を最優先に進め、地域の安全度向上に努めたものです。直轄で培った経験と対話により、地域に根ざした補助事業を順調に進めことができたと思います。

Ｈ１５年５月に発生した宮城北部地震により､北上下流管内は甚大なる被害に見舞われ､また、連日の降雨により水位上昇も重なり非常体制をとりました。鳴瀬川に現地対策本部が設置され、急遽、本部長に命ぜられ専門官、補佐他２名体制で４日間陣頭指揮をとり、最初に仮設資材、人力、ダンプ、重機、土砂、ヤードを最優先に確保し、地元協力業者との連携により昼夜復旧に取り組み、政府調査団視察までに応急措置及び緊急復旧を一部完了させたことが思い出として残ります。

最後に、総合的な国土整備に役割を果たしていくにあたって、地域河川課が地域に対して何かをやってあげるという発想ではなく、地域に対し貢献することを通じ安全で活力のある住みよい社会創造の一翼を担うことを祈念いたします。

◆ 四代目



（第４代　地域河川課長）
北上川ダム統合管理事務所長　佐藤　慶亀

河川部に地域河川課が発足して１０年になるんですね～。「個性の大地」を愛読の皆様、平成１８年からほぼ１年お世話になりましたが、記憶に残っておられるでしょうか。ところで皆様、江戸徳川四代将軍をご存じでしょうか。三代家光、五代綱吉はよく歴史物に出て来ますが、四代目は歴史にかなり詳しくないとわからないかも知れませんね。「家綱」、渾名は小耳に挟んでいる方もいると思いますが「左様せい様」だそうです。これは仕事を部下に任せ「左様せい」で決裁していたことから付けられたと言われ、指導力を発揮出来なかった逸話として残っています。しかし部下には恵まれ安定した時代を築ける幸運の持ち主でもあったと「ウィキペディア」に載っています。私の四代目もかなりそれに近いものがあったようですが、私には頼れる上司もおりましたので、特に大きな騒動もなく過ごすことが出来ました。

さて、私が着任したのは地域河川課が発足して６年目でありましたから、既に各県との関係がある程度スムーズに行われる様に成っておりました。しかしながら、本省としては各県の個々の事情や県内情勢等の情報を直接聞きたいとの認識がまだ強く残っていたと記憶しています。また各県としても新規施策等本省からの最新情報について提供を受けたいと感じていたと思われます。この結果、当時の南河川部長の言葉を借りれば『地域河川課には「**ホッチキス課的遺伝子**」が組み込まれている』として、この事に職員は大きな不満を持っており、当時の「会議」でよく議題に上がりました。時期ははっきりしませんが、その年から、今までなかった各県の事業方針の整理やその問題点の解決案の提示、さらには技術的な支援等レベルの高い機能が本省各課担当者から要求されるようになってきました。

そんな事もあって、各県の河川・海岸・ダム・砂防・地すべり・急傾斜の現場をよく見させて頂きました。担当の皆様から本当に懇切丁寧な説明を受け、且つ夜の部も激しく盛り上がったことが懐かしく思い起こされます。特に印象に残っている河川事業（他事業はかなり個別なのであえて除きました。関係者には申し訳ありません。）としては、

青森県：明神川の改修と土地規制（造成時の盛土高）について、工事着手時に地元町と調整する必要があったこと。
岩手県：木賊川では地元の熱意を整理する必要があったこと。
宮城県：川内沢川は仙台空港関連での緊特新規要求。
秋田県：JR 及び国道の橋梁改築に係る新城川の河道計画。
山形県：大旦川についてはⅠ.C. との関係が深い事業と判断できるため、道路関連予算との調整があった。
福島県：市街地区間の改修の事業展開を求められた桜川の改修。

等々、今でも鮮明に思い出されます。

また、元河川局長の尾田栄章様を講師に各県並びに直轄の若手技術者の技術力向上と親睦を深めるため、各県持ち回りで課題のある河川を選定し現地検討会を実施しました。これは現地を自分で歩いて自分だったらどのような河道にしたいかを５～６人グループで検討・発表するものでした。業務を進めていく上で、人との交流を含め、役に立っていれば幸いです。

これからも地域河川課が中心に東北の地域が一体となって地域住民のための事業が円滑に進む事を期待して筆を置きます。

【寄稿】各県課長、仙台市課長

◆ 連携誌「個性の大地」発足１０周年に寄せて



青森県　県土整備部　河川砂防課長　加藤　清和

「個性の大地」発足１０周年おめでとうございます。

「個性の大地」では、各地域の話題、新たな取り組み、技術紹介など、新鮮な情報を盛りだくさん掲載していただき、発刊を担当されております、東北地方整備局河川部地域河川課の皆様には深く感謝申し上げます。

今までの発刊誌を懐かしく眺めて見ますと、歴代代表の方々のお写真や、その時代を象徴する話題、各地域からの特色ある話題等がたくさん掲載されていて、土木技術者の情熱を語る大切な広場となっていると思っております。

今後とも、「個性の大地」から各地域の情報が発信され、皆様に愛される情報誌となりますよう心からお祈り申し上げます。

◆ 「個性の大地」発刊 10 周年を記念して



岩手県　県土整備部　河川課　総括課長　松本　中

「個性の大地」発刊 10 周年おめでとうございます。

この「個性の大地」は、東北各県及び国の動向など身近で様々な話題や情報が掲載され、業務推進に大いに参考となっているところであり、ご尽力されている地域河川課の皆様方に感謝申し上げます。

さて、本県では、昨年 12 月 31 日の沿岸地方に出された大雨洪水警報で今年度の幕を閉じましたが、7 月に県北部で発生したゲリラ豪雨により、岩手町などで家屋浸水など大きな洪水被害が発生したほか、11 月から年末にかけて大雨洪水警報が頻発するなど、今まで経験したことがない異常気象となっていると感じているところです。

河川行政を取り巻く環境は、ますます厳しさを増す一方ですが、県内の管理河川 310 河川について、今後の河川整備のあり方を考え、方向付けを行う「岩手県内河川の中長期計画のあり方」について本年度から策定を進め、ハード対策とともにソフト対策を取り入れた予防保全的な対応を図れればと考えているところです。

今後も引き続き、地域の実情に合わせた効果的な治水事業の推進を図り「県民の安全安心」に努めてまいりますので、直轄事業のさらなる促進と関係各位のご指導、ご支援をお願いします。

◆ 「個性の大地」発行１０周年を記念して



宮城県　土木部　河川課長　久保田 裕

「個性の大地」発行１０周年おめでとうございます。

この１０年を振り返ると、宮城県では、平成１４年の「台風６号豪雨」、平成２０年の「岩手・宮城内陸地震」、平成２１年の「台風１８号豪雨」、そして昨年の「チリ沿岸中部地震津波」など、さまざまな災害に見舞われてきました。

一方で、「蕪栗沼遊水地」、「惣の関ダム」及び「上大沢ダム」の完成、「三陸南地区の河川防潮水門の遠隔操作化」など、洪水や津波対応の施設整備を実施してまいりました。

しかし、近年の洪水リスク増大への対応や宮城県沖地震への備えなど、今後も防災・減災への取り組みを強化していかなければなりません。

これからは、ハード整備はもちろん、県民の「自助」「共助」を中心とした地域防災力を強化していくことも大切なテーマと考え、現在その方向性を検討しているところです。

今後も引き続き、「富県宮城」の基盤となる安心・安全な県土づくりを進めてまいりますので、関係各位のご指導・ご支援をよろしくお願いいたします。

◆ 「発足 10 周年にあたって」



秋田県　建設交通部　河川砂防課長　秋元　良三

東北地方整備局河川部地域河川課設立ならびに「個性の大地」発行 10 周年、誠におめでとうございます。地域河川課のご指導のもと歩んできた 10 年間、本県においては、平成 10 年の豪雨を契機に事業を開始した芋川災害復旧事業、平成 19 年に甚大な被害を受けた阿仁川災害復旧事業や白雪川（鳥海山火山）を代表とする砂防事業、また、昭和 54 年以来建設を進めてきた砂子沢ダムの完成など、多くの事業が実を結んだ期間でもありました。

社会情勢が日々変化する現在において、「選択と集中」のもと、予算の重点化や老朽化施設への計画的な維持管理など、より効果的で効率的な事業実施を目指してまいります。地域河川課の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導のほどよろしくお願いいたします。

◆ 『今後の期待と展望』



山形県　県土整備部　河川課長　亀井　浩之

「個性の大地」創刊１０周年、おめでとうございます。地域河川課におかれましては、各県（地域）の話題、技術紹介等の情報提供に尽力され、また、様々な検討会等を開催していただき、感謝申し上げます。

各種検討会の実施により他県の状況等が解かり、大いに参考にしているところです。補助金か

ら交付金制度に移行する中で、このような検討会は大変意義深く感じているところであり、若手職員等を育成するためにも必要と考えておりますので、河川・砂防等に係る技術力の向上のため、また、各事業遂行に当たってご指導を受ける機会として、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、河川・砂防行政を取り巻く環境は、近年の地球温暖化に伴う気候変動による記録的な集中豪雨や災害の多発化、急激に進んでいる人口減少・少子高齢化、経済の低成長時代における公共投資の抑制など、これまで経験したことのない状況となっております。

このようなことを踏まえ、本県では昨年度に策定した「やまがた水害・土砂災害対策中期計画」に基づき各施策を展開・推進しているところであり、県民の誰もが安全・安心を実感できる生活を実現するため、全力で取り組んで参りたいと思います。

◆ 『気候変化に対応したソフト対策について』



福島県　土木部　河川計画課長　鈴木　潤一

近年、地球温暖化に伴う予想を超える豪雨により、全国各地で洪水災害や土砂災害が頻繁に発生し、甚大な被害に見舞われております。また、集中豪雨による急激な増水で逃げ遅れた方も犠牲になるなど、風水害により尊い命が失われております。

福島県においても、昨年７月６日に時間７４ｍｍを観測する集中豪雨により、郡山市で駅前商業地が浸水する被害が発生しました。

このような中、福島県では「集中豪雨から命を守るプロジェクト事業」を平成２１年度から立ち上げ、県民の危機管理意識の高揚のための取り組みや、各方部において水災害対策協議会を設置し、防災関係機関の連携による水災害対策を推進しており、実施状況については、本誌の３１号、３２号にて紹介させていただいた所です。

気候変化により雨の降り方が変化している中で、ソフト対策はますます重要になるものと考えておりますので、各県における事例等あれば、本誌の活用により情報提供していただきたいと思います。終わりに、「個性の大地」１０周年記念号の発刊をお祝い申し上げて、あいさつとさせていただきます。

◆ 国土交通省東北地方整備局誕生１０周年を迎えて



仙台市　建設局
百年の杜推進部　参事兼河川課長　小坂　幸一

国土交通省東北地方整備局誕生１０周年、おめでとうございます。

仙台市では、平成２１年に宮城県から権限の委譲を受けた一級河川・二級河川のほか、準用河川・普通河川を管理し、各種事業により、流域の治水向上と河川環境の保全を図っております。また、広瀬川においては、「広瀬川の清流を守る条例」（昭和４９年制定）により流域の景観保全に、市民協働で策定した「広瀬川創生プラン」（平成１６年度策定）により当河川の新たな魅力創出に努めているところです。

災害においては、３０年以内に９９%の確率で宮城県沖地震が発生すると予想される中、「岩手・宮城内陸地震」等の自然災害報告を拝聴するたびに、東北地方整備局の機動性に感心し、国・県・市町村の連携の必要性を痛感しております。編集に当たられる方には、ご面倒をおかけしますが、今後とも情報の共有化の重要性に鑑み、本誌で情報提供いただけることを期待しております。

【寄稿】第６代　地域河川課長

◆ 「地域河川課」と「個性の大地」、１０年の節目からのリスタート

東北地方整備局
河川部　地域河川課長　横山　喜代太

地域河川課が１０年の節目にあたるこの時期に地域河川課長の職に就いていることは、非常に感慨深く、良かったなと思っております。

特に、東北六県並びに仙台市の皆様と、ヒアリングにとどまらず現地に赴いての打合せや現地検討会、そして相談等々、かかる課題を深く掘り下げて把握し取り組むことができました。

また、この度は１０年目の節目としていただきましたご寄稿、そして歴代地域河川調整官・地域河川課長による「東北地域河川技術検討会」において経験談や今後の取り組みに対する提言をいただきました。改めて「個性の大地」の情報発信機能、「地域河川課」の情報収集・情報発信そして技術的支援、危機管理対応への期待と重要性を再認識したところです。

発足当時の田崎局長が「東北地方の総合的かつ効率的な政策・事業の展開を図るため、東北地方が一体となって連携し「東北地方の個性ある生き甲斐の大地」を創造する」と発足にあたっての挨拶で述べています。地域河川課は、今後とも東北地方の“安全で安心できる地域づくり”を推進する河川・ダム・砂防及び海岸の防災対策に取り組んで参ります。

最後に、東北６県・仙台市の皆様がより一層相談しやすい「地域河川課」づくり、そして連携強化を図りながら情報発信・技術的支援を行うために、１０年を一つの節目とした「地域河川課」そして「個性の大地」のリスタートを宣言いたします。

編集後記

今回は、「地域河川課」と「個性の大地」の１０周年を記念した特別号とさせていただきました。予定していたより誌面ボリュームが多くなり、編集担当しての力不足を再認識させられているところです。(>_<)　　次回３４号は、通常誌面に戻して平成２３年３月に発行する予定です。



わんこ紹介：４頭目はチワワのカイ（♂１歳）です。家に来た時は、口の周りが真っ黒なドロボウ顔でしたが、色が薄くなってきました。　末っ子のせいか１番甘えん坊です。　我が家のチワワは３頭揃うと、リク（陸）、クー（空）、カイ（海）となります。　　（ヒラダテ）